岩手県告示第649号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。)により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成22年7月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 認知症対応型通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所					
名称		主たる事務所の	名 称		所在地		変更年月日
		所在地	変更前	変更後	変更前	変更後	
# 式 今 社 介	た誰しい	岩手郡岩手町大	ディサービフにこ	デイサービス和や	岩手郡岩手町大字	岩手郡岩手町大字	平成22年5
株式会社介護いわて	□唆Ⅴ、	字沼宮内第18地		家~なごやか~	沼宮内第18地割字	沼宮内第18地割85	月1日
		割85番地 2	ドレノ石子町	家でなこやがっ	川原木85番地4	番地4	万 1 日

2 小規模多機能型居宅介護

居宅介	護事業者	居宅介護事業所				
名称	主たる事務所の	名 称		所在地		変更年月日
	所在地	変更前	変更後	変更前	変更後	İ
株式会社介護いわて	岩手郡岩手町大	多機能にこトピア	多機能和や家〜なごやか〜	岩手郡岩手町大字	岩手郡岩手町大字	平成22年5
	字沼宮内第18地			沼宮内第18地割字	沼宮内第18地割85	
	割85番地2	石子叫	2.47/14.5	川原木85番地4	番地2	ЛІН

3 介護予防認知症対応型通所介護

介護予	坊事業者	介護予防事業所				
名称	主たる事務所の	名 称		所在地		変更年月日
	所在地	変更前	変更後	変更前	変更後	<u> </u>
株式会社介護い	岩手郡岩手町大	ゴノサーレフにこ	デイサービス和や	岩手郡岩手町大字	岩手郡岩手町大字	平成22年5
杯式云紅川護いわて	字沼宮内第18地	トピア岩手町	家~なごやか~	沼宮内第18地割字	沼宮内第18地割85	月1日
	割85番地2	ドロノ石士町	*** *** **** *** *** *** *** *** ***	川原木85番地4	番地4	刀1日

4 介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予修	方事業者	介護予防事業所				
名称	主たる事務所の	名 称		所在地		変更年月日
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	所在地	変更前	変更後	変更前	変更後	
株式会社介護い	岩手郡岩手町大	多機能にこトピア	多機能和や家〜な	岩手郡岩手町大字	岩手郡岩手町大字	平成22年5
林八云红月霞いわて	字沼宮内第18地	岩手町	ごやか~	沼宮内第18地割字	沼宮内第18地割85	月1日
	割85番地2			川原木85番地4	番地2	ЛІН